

平成 22 年度包括外部監査に係る対応方針

平成 23 年 10 月



浜 松 市

【監査結果及び対応方針】

監査結果			対応方針			
監査結果	内 容	件数	対応	分類	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、改善を求めること。	14	◎	対応済	平成22年度以前より対応しているもの	3
			○	対応	監査結果を受け、その全てについて対応したの または対応していくもの	3
			△	一部対応	監査結果を受け、その一部について対応したの または対応していくもの	4
			—	その他	①法令の趣旨から対応できないもの ②制度趣旨・費用等に鑑み現行が適当なもの ③市に権限が無く市独自で対応できないもの など	4
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	48	◎	対応済	平成22年度以前より対応しているもの	6
			○	対応	監査結果を受け、その全てについて対応したの または対応していくもの	11
			△	一部対応	監査結果を受け、その一部について対応したの または対応していくもの	3
			◇	参考	「意見」を今後の業務の執行において参考とするもの	28
			—	その他	①法令の趣旨から対応できないもの ②制度趣旨・費用等に鑑み現行が適当なもの ③市に権限が無く市独自で対応できないもの など	0

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
待機児童解消への対策						
1	意見 【需要予測の見直し】 待機児童対策は、短期的な対応よりはむしろ、その施策が長期にわたって影響するものであり、将来予測等の誤りは行政の無駄に直結する。 施設計画は潜在需要を考慮して立案すべきものと考えますが、正確な需要予測は大変困難であり、今回のニーズ調査結果は慎重な取扱いが望まれる。	23	「浜松市次世代育成支援に関する現況調査」は、あくまでも参考資料としての調査であり、今後も慎重に取り扱っていく。	◇		保育課
2	意見 【現有資産の活用】 確実に就学前児童の数は減少している状況で、「安心こども基金」に頼る形で、箱モノ（施設整備）により対症的に待機児童対策を図ることは後々に禍根を残さないか懸念される。 保育所創設や増築は、足元の待機児童解消策として効果を発揮するであろうし、社会から対応を求められていることも事実であろうが、その前に幼稚園や認証保育所等、現有資産の最大限の活用に知恵を絞る必要性を感じる。	26	本市は待機児童が多く、その解消が喫緊の課題でもあるので、児童の安全・安心のため、例えば耐震性を高めるための施設整備に合わせて定員を増やすことは必要であると考えます。また、施設整備以外の対策として、認証保育所を利用している保護者に対し保育料の一部を直接助成することによって利用促進を図っていく。	△	平成 23 年度 ～平成 26 年 度	保育課
3	意見 【定員を尺度とすることの是非】 現在の待機児童問題に対処するためには、従来のような定員数で議論するのではなく、保育士の配置や保育室の面積、保育の質の確保などを考慮した、各保育所での現実的な受容可能な人数を歳児別に提示してもらうことにより、実供給量を把握したうえで、待機児童を割り振っていくことが今後の待機児童解消のためにより効果的であると考えます。	29	待機児童の割り振りは、現在でも行っている。ただし、保護者には入所を希望する保育園があり、その希望を尊重するため、現実的には限界があると考えている。	◎		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
4	意見	<p>【0～2歳児保育の配分】</p> <p>認証保育所に対して保育所側の負荷が大きい0～2歳児のみに助成し利用率を上げるよりも、認可保育所へ0～2歳児（特に1～2歳児）の保育をシフトしていくための方策をとるほうが望ましいのではないかと考える。民間の認可保育所での対応にはいろいろな制約があるため、市立保育所が率先して0～2歳児の保育に特化する等の大胆な対策も検討してみる価値があると考え。</p>	34	待機が多い0～2歳児に特化して保育すると、3歳以上の兄弟・姉妹がいるケースでは、兄弟・姉妹が別の保育所に通園することになり、保護者にとっては、児童送迎時等の負担が生じる。さらに、0～2歳児が3歳に達した際には、新たに転園する保育所の確保や手続などの手間が加わるため、保護者にとってサービスの低下になると考えている。	◇		保育課
5	意見	<p>【事業所内保育施設の活用】</p> <p>事業所内保育施設の入所率を上げる方策をとる必要があるのではないかと考える。国も現行制度を見直し、これまで従業員以外の子どもは保育人数の半分までに制限されていたが近隣地域の子どもを幅広く受け入れられるように変更することであるため、さらに、事業者側や利用者側からアンケート調査を行う等により、利用がすすまなかった原因を分析し、対応していく必要があると考える。</p>	36	事業所内保育施設の設置は自社従業員への福利厚生事業であり、一義的には各事業所の対応によるべきもので、過度の関与は避けるべきと考えている。	◇		保育課
6	意見	<p>【幼保の機能分担】</p> <p>市立幼稚園では、すべての園が定員割れの状態であり、市全体でみると定員の約5割しか園児が在園しておらず、規模の縮小、保育所への転換等の検討をすべきと考える。</p>	43	市立幼稚園では、規模の小さい幼稚園が多いため、規模適正化を推進している。待機児童の多い地域の市立幼稚園では、預かり保育を実施して保育所的な役割を補完している。今後については、国が検討する「子ども子育て新システム」の動向を踏まえ検討をしていく。	◇		教育総務課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
7	意見	<p>【待機児童情報の公開】 インターネットサイト「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にて各保育所の情報は入手できるが、各保育所の「空き」情報や保育所ごとの待機児童数の情報は区役所の窓口にて確認することになっている。子どもを抱える親にとって待機児童の情報を自宅にて、手の空いた時間に入手したいとするニーズは大きいものと考えため、インターネットに全保育所の個別待機児童状況一覧を公開するほうが、利用者が保育所を選択する際の利便性が高まるものとする。</p>	45	「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」に「空き」情報を公開した場合、リアルタイムな更新が必要となることから、この更新作業を行うにあたっての新たな態勢を整える必要があり、その費用をかけてまで公開する必要性はないと考えている。	◇		保育課
保育所等の施設整備							
8	意見	<p>【工事落札率の高い案件について事後検証の必要性】 平成 22 年度施設整備事業に係る工事落札率は平均 94% であり、過半数の工事の落札率は 95% を超えていた。保育課は、設計価格を下回る価格を設定するケースが多かったこと等が原因と考えているが、予定価格と設計価格の差は施設によってバラツキがあり、予定価格の合理性にも注目しつつ、落札率の高い案件については事後の検証も求められるべきである。</p>	54	民間保育所の入札であるので予定価格の設定は各法人で行い、予定価格の設定にあたっては、設計価格を下回る価格で設定するケースが多く、結果として工事落札率が高くなっている。市としては、今後も適正な予定価格設定をするように、引き続き、法人に指導をしていく。	◇		保育課
9	意見	<p>【幼稚園の保育所転換に係る助成について】 平成 19 年以降の「次世代育成支援対策施設整備事業」及び「安心子ども基金活用補助事業」では、学校法人も助成の対象としており、学校法人へ助成の案内を進めてきたが、学校法人側の保育に対する考え方の違いや、高額な転換工事費用等が阻害要因となって実現には至っていない。今後、どのような制度設計であれば、保育所転換ニーズを高められるのか、助成面からも検討されるべきものとする。</p>	54	国の制度改革において、幼稚園・保育所のあり方を含め検討がされており、保育所の仕組みが大きく変わろうとしている。この新制度による幼稚園・保育所のあり方が明確になってから制度設計すべきと考えている。	◇		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
10	意見	<p>【各地域の保育需要からみた施設整備の検証】</p> <p>「安心こども基金」の活用による保育所の整備は大きな効果があったが、今後の保育需要の予測は難しいものがあり、施設が増えれば維持・更新に係る追加的な費用も将来にわたり増加していくため、今後の整備はこれまで以上に初期投資に見合う効果が期待できる案件に絞る必要があり、施設整備だけに頼らない施策の重要性が増すものとする。</p>	64	「安心こども基金」を活用した保育所の平成 22 年度施設整備で、480 人の定員増を図ったことにより、待機児童解消に一定の効果が図られたところであるが、今後も、耐震のための改築工事に合わせて、定員増を図っていく。	○	平成 23 年度～平成 26 年度	保育課
11	指摘	<p>【民間保育所の耐震工事】</p> <p>「安心こども基金」活用により、耐震補強工事を含む施設整備が行われたが、残る 6 施設についても迅速な整備計画が求められる。東海地震に備えるべく、施設の耐震補強工事については待機児童対策とは別枠で、重点的な支援が検討されるべきである。</p>	66	補助事業であるものの、法人が負担する金額も多額であり、即座に改築等に着手できない法人もある。耐震性の劣る施設については、個別に耐震性の重要性を指摘し、整備計画を立てるように引き続き指導していく。	△	平成 23 年度	保育課
新しい保育の経営形態							
12	指摘	<p>【今後の民営化実施計画】</p> <p>平成 20 年度において、新たな民営化実施計画が策定されることとなっていたが、新たな計画は策定されていない。民間保育所の方が、特別保育の実施等の面で充実し、運営コスト面においても効率的な運営を行っていること、また、民営化された 2 つの保育所で実施された保護者へのアンケートを見る限り、大きな問題は発生していないことを考えると、他市町村で起こっている訴訟の原因や判決等に留意する必要があるが、引き続き保育所の民営化を推進すべきである。</p>	71	包括外部監査結果報告書にもあるように、国の制度改正、地元受け手事業者の意向（地元事業者でないと細やかに対応できない）など、民営化を取り巻く環境は不透明であるが、受け手となる地元法人の意向調査を進めながら、平成 25 年度の「民営化実施計画」策定に向けて取り組んでいく。	△	平成 22 年度～平成 26 年度	保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
13	意見	<p>【株式会社参入の効果】 株式会社の参入はリスクもあるが、サービスの向上、施設の拡充という効果が期待される。一方で、経営の合理化追求という観点から正規職員が減少し、非常勤職員が増加する等、保育の質の低下につながるとの懸念もあるが、現実には起こり得ないことと考えられることから、市場原理を取り入れ、質の高い保育を目指すために、国も株式会社の参入を推進していることから、市も積極的に支援していくことが必要と考える。</p>	74	株式会社立保育園は本市にもあり、参入を否定するものではないが、他都市の事例において、株式会社が保育所運営事業以外の業務不振を理由に突然保育事業から撤退する事例があり、入所中の児童の廃園後の受け入れ先の確保に苦慮した事例も聞いているところである。参入促進にあたってはこうした事例に対応する法整備等も必要であると考えている。	◇		保育課
14	指摘	<p>【幼稚園の認定こども園化】 今後の待機児童解消策には、幼稚園の認定こども園化を積極的に推進し、既存施設（設備）の有効活用による待機児童解消を目指すべきであると考えている。</p>	79	私立幼稚園の認定こども園導入を推進している。しかしながら、事業主の財政負担も大きく、受け手となる法人がほとんどいないのが現状であり、国の「子ども・子育て新システム」制度改革も予定されているので、改革内容を注視しながら今後も推進していく。	◎		保育課 教育総務課
保育事業の多機能化							
15	指摘	<p>【市立保育所における実施率の向上】 一時保育、延長保育の実施率は、民間保育所のほうが圧倒的に高い。市立保育所では、保育施設等の面積に余裕がなく、一時保育、延長保育の実施が困難な状況にあることであるが、実施頻度が低いことは否めないため、市立保育所においても、実施率を高めるよう努めるべきである。</p>	83	市立保育所における一時保育は、施設面積などの基準内で受け入れているものであり、基準を超えての受入れは不可である。また、延長保育の利用率の高低は保護者の業務終業時間によるところが大きく、市としては現在の受入態勢は十分に整っていると考えている。	—		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
16	指摘 【一時保育申出書の記載の不備】 一時保育事業の対象となるか否かは、「一時預かり（一時保育）申出書」の利用理由で判断されるが、中区の認可保育所に提出された申出書には、記載に不備が見られるものが数多く存在し、また、就労・就学の場合の事業主の就労証明も完全に提出されているとは言い難い状況であった。一時預かり（保育）事業は利用者数に応じて補助金の額が決定されるため、一時預かり（保育）事業の対象となる児童か否かの判断については、入所決定時と同様、厳格に行われるべきである。	85	これまでも、市立・民間保育所に対し、一時預かり（一時保育）事業の事業内容及び報告書の提出方法について事務説明を行い、利用する保護者にも利用料等を記載したチラシを配付してきた。今後は、報告書の提出方法を徹底し、記載の不備等がないよう、保育所に指示していく。	○	平成 23 年度	保育課 中区役所 社会福祉課
17	指摘 【一時預かり（保育）事業の適正運用】 就労・就学のための一時預かり（保育）の利用期間が長期化する傾向にあり、1 年間に及ぶ児童すら存在している状況であった。 1 年間に亘り一時預かり（保育）を受けられるのであれば、入所審査で入所保留とされた児童も、通常保育と同様の保育サービスを受けられることとなるため、一時預かり（保育）の本来の趣旨にもう一度立ち返り、適正な運営を実施すべきものとする。	86	保育所への正規入所を希望する児童が入所できない場合には、一時預かりとして一時的に受け入れ、正規入所できるまで、週 3 日程度の利用で対応する場合も想定している。結果として長期化することがあっても、その間、週 3 日程度の利用であれば一時預かりとして問題はないと考えている。	—		保育課
18	意見 【一時預かり（保育）と待機児童数の公表について】 一時預かり（保育）を利用して長期間保育所に在園する者も、現状では待機児童としてカウントされており、実際の待機状況を反映していないため、待機児童数等の公表は、長期間一時預かり（保育）を利用する児童を含めた場合と除外した場合の両方を公表すべきものとする。	86	一時預かり（保育）を利用している児童も正規入所の待機をしている状況であるため、国の基準に従って、待機児童として公表していく。	◇		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
19	意見 【通常保育の保育料から見た一時保育の利用料】 現在の保育料の決定方法では、高額所得者の場合、通常入所による保育料負担額より一時保育の利用料（月額換算）の方が割安な場合が考えられる。受ける保育サービスが同様であるとすれば、当然利用者が負担する保育料も同等とすべきであるため、一時保育の利用料についても所得階層別に利用料を決定する等の措置を講ずるよう国に対し制度を変更するよう求めるべきと考える。	86	一時預かり（保育）については、緊急・一時的、突発的な利用を前提とした付加的なサービスであり、定型的な利用を前提とした制度ではない。また、申し込みにあたり、所得に関する書類の提出を求めると、必要以上に煩雑にすると、緊急的な利用に対応できず、逆に市民サービスを低下させる懸念があるため、歳児別一律の利用料のままとしていく。	◇		保育課
20	意見 【延長保育促進事業費（補助金）の支給額の問題点】 延長保育促進事業費補助金の支給額は、基本分が非常に大きく、加算分の比重は低いため、実施状況に差があるにも関わらず、補助金の支給額はほぼ同額となっており、支給額の算定方法が適正を欠いている。 この補助金は、国の要綱に基づきものであり、国で定められた要綱等を変えることは容易なことではないが、利用者数や実施延日数等を考慮して支給額を決定するよう、算定方法を見直すべきであり、国に対し提言することも検討すべきと考える。	90	国制度に基づき延長保育促進事業を実施しているので、国の補助金交付要綱に従い実施すべきものとする。また、この事業費は、保育所において、延長保育事業を実施するための態勢を整えるために配置する専任保育士の人件費分として補助されているものであるが、利用者数や実施延日数の取り扱いについて、国の動向を注視していく。	◇		保育課
21	意見 【休日保育の実施】 平成21年度に休日保育を実施している保育所は民間の保育所の3施設のみであるが、地理的な問題もあって利用者は少ない。そのため、エリア別に保育所をグループ化し、グループの中で当番制により休日保育を実施する等利用者側の利便性を考慮した措置等を講ずべきである。 また、市立保育所が休日保育を積極的に実施、運営すべきであり、民間の保育所で実施することが困難な事業にこそ、市立保育所がカバーすることが、官民一体で子育て支援をする基本と考える。	92	国制度に基づき実施しているため、国の補助金交付要綱にグループ化の規定がない以上、グループ当番制で実施することはできない。もし実施するとすれば、市単独事業として国庫補助なしで実施することになる。今夏6か所の市立保育所で、臨時的に電力需給対策に対応して実施した緊急休日保育においては、電力関係以外の利用者は少なかった状況から、新たな費用をかけてまで実施施設を増やす考えはない。ただし、今回の市立保育園のみで実施した緊急休日保育の形態は、今後における子育て支援における公民の役割分担についての参考としていく。	◇		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
22	意見 【地域子育て支援センター事業の実施】 地域子育て支援センター事業の委託報酬は年額一律で、利用延べ人数や実施回数は考慮されないが、地域子育て支援センターが実施する全ての事業において、民間保育所が市立保育所の実施状況を上回っており、利用延べ人数、実施回数に大きな乖離が見られるため、委託報酬の形態が一律で良いか否か検討すべきである。また、市立保育所は、民間保育所以上に地域子育て支援センターの事業を理解し、地域のコミュニティとしての役割を担うべく、実施回数を増加させるべきである。	95	平成 23 年度より、地域子育て支援拠点事業に関連する事業を再編し、地域子育て支援センター事業を廃止した。事業内容・回数等を見直し、新たに「子育て支援ひろば」と「保育園親子ひろば」として、差別化を図ったうえで実施していく。	○	平成 23 年度	保育課
23	意見 【利用実績の向上】 浜松市は児童数 6,998 名に対し 7 つの病児・病後児施設が運営されており、全国平均を大きく上回っているにもかかわらず、利用者数が極めて低調である。積極的な広報活動が行われていないため、出生届の提出時や保育所に入園する際等に、病児・病後児保育を実施している施設を広く広報することや、医療施設での広告、「広報はままつ」等、積極的な広報活動を検討すべきものとする。	97	これまでも、「広報はままつ」や子育て情報サイト「ぴっぴ」により市民への周知を図るとともに、各施設においてもパンフレットの配布等の広報活動を行っている。今後についても引き続き広報活動を行い、市民への周知を図っていく。	◇		保育課
24	意見 【保育要領の作成と保育ママ活動報告書の改定】 浜松市天竜区保育ママ事業実施要綱には保育事業の要領について特段の定めはない。また、市長に対し保育活動内容を示す詳細な報告書を提出することが必要と考えるが、現在使用されている「保育ママ活動報告書」は報告書と言える内容のものではない。事故を未然に防ぐ意味でも対応マニュアル等の作成に早期に着手すべきである。	99	現在、天竜区で実施している保育ママ制度の利用者については、短時間・単発的な利用がほとんどのため、保育要領に基づく保育の実施及び詳細な活動報告書の提出は困難と考えている。 事故を未然に防ぐためのマニュアルについて作成していく。	△	平成 23 年度	保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
入所、保育料の決定・徴収及び滞納整理						
25	意見 【地区における入所格差の是正】 入所選考において、同じ評定ポイントであっても時期や地区によって入所の可否が分かれることは公平性の観点から問題がある。 施設整備には時間がかかるにしても、幼稚園の預かり保育を活用する、認可外保育施設との連絡体制を高めるなど、すぐにできることもあるため、早急に対応すべきである。	102	地域により、保育ニーズや保育所定員に差があるので、一律に同じ基準で入所決定ということは不可能である。このような状況を解消すべく、待機児童の多い地域を優先的に増改築工事などの施設整備を行っていく。 また、入所担当窓口では、認可外保育施設や幼稚園の情報提供を以前から行っているが、認可外保育施設の利用契約は、保護者と施設の直接契約なので、連絡を取るなど直接仲介することは不適切であるが、保護者からの相談の中で引き続き案内をしていく。	○	平成 23 年度 ～平成 26 年 度	保育課
26	意見 【変更手続事務の効率化】 保育料の変更手続の申出漏れや申出遅れを防ぐため、児童扶養手当・母子手当、生活保護等を受給しているケースでは、担当との間で、時々データのやり取りが行われるが、常時ではないため、窓口を統一する、2つの手続が1つの手続で行えることにするなど、対応の工夫が必要と考える。 また、市民税情報との照合も、入所申込時と7月の年1回の確認のみであるため、市民税情報とのリンクや、市民税情報と所得税情報が一覧できるシステムの変更等、情報把握事務の簡略化と事務手続簡略化の工夫の検討が必要と思われる。	107	対応業務が専門的で、多岐に渡る知識が必要な業務もあるため、一人の担当者が対応することは極めて困難である。ただ、指摘のある児童扶養手当、母子手当、生活保護の受給窓口は、保育所関連事務窓口のある区の社会福祉課であるため、担当間の連絡も取りやすく、保護者の負担も最低限に抑えられている。 「保育システム」では、市税情報データベースとリンクして所得税を推算し表示する機能が既に確立しており、十分なシステム機能と考えている。それ以上の詳細な税情報を「保育システム」にて把握できるように変更することは、システムの機能重複が生じるとともに、個人情報の保護の観点からも望ましくないと考えている。	◇		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
27	指摘	<p>【減免決定起案書の保存年限】</p> <p>中区の保育料減免申請書の減免決定起案書の保存年限は1年が2件、3年が1件、5年が4件と相違していたため統一すべきである。</p> <p>また、過誤納金還付請求書に日付記入がなく、提出日の確認はほとんどできなかった。日付未記入の請求書を受領し、後日日付を補充することが実務上行われていると推測されるが、請求書には提出者による日付の記載を求めべきである。</p>	107	<p>減免関連文書の保存年限を5年に統一するよう平成22年度に各区に指示済である。</p> <p>過誤納金還付請求書の請求日の件については、平成22年度以前から提出者に記載するようにお願いしており、引き続き、記載の徹底を求めている。</p>	◎	平成22年度	保育課 中区役所社会福祉課
28	意見	<p>【収納管理システムの問題点】</p> <p>現状の収納管理システムでは、過年度分の債権管理を行うことはできず、別の台帳管理プログラム（Microsoft Access）によっており、住民情報とのリンクもされていない。現年度分の収納管理と、滞納繰越分の収納管理及び債権管理業務を単一のシステムで行う体制を整備していく必要がある。</p>	113	<p>現年度分と滞納繰越分の収納が一体的に管理できるよう、システム改修を検討する必要がある。平成23年度から平成24年度にかけては住基法改正に対応するためのシステム改修を全庁的に行うため、平成24年度にシステム改修に向けて取り組めるよう引き続き検討していく。</p>	○	平成24年度	保育課
29	意見	<p>【機能別のアクセス制限の必要性】</p> <p>現状では、収納管理システムでの収納消込処理機能に、システム上のアクセス制限は付与されておらず、不正な収納消込処理に対するシステム上の牽制ができない。</p> <p>不正処理を未然に防止するためにも、収納消込処理機能にアクセス制限を付し、特定の職員を除き収納消込処理を物理的に不可能とする必要がある。</p>	113	<p>不正処理未然防止のため、収納管理システムの改修を検討する必要がある。平成23年度から平成24年度にかけては住基法改正に対応するシステム改修を全庁的に行うため、平成24年度にシステム改修に向けて取り組めるよう引き続き検討していく。</p>	○	平成24年度	保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
30	指摘	<p>【延滞金の徴収】</p> <p>法令等を根拠に、ペナルティとしての延滞金を徴収することができる。したがって支払能力がありながら滞納している保育所利用者に対し、公平性の観点から、原則として延滞金の徴収を行うべきであり、例外的に、延滞金の免除が必要な保育所利用者から「延滞金免除申請書（仮称）」の提出を受け、その免除申請理由に合理性が認められる場合に限り、市長が延滞金の免除を承認する体制を整備していくべきである。</p>	119	<p>延滞金の徴収については、納期限翌日に即延滞金が発生するケースや1日単位で延滞金の額が変更となるケースもあり、保護者の理解を得ることは難しい。また、生活困窮等により延滞が続いている利用者も多く、さらに延滞金を課して滞納額を増やすより、直接滞納している保育料を納めるよう指導し、滞納保育料を縮減していくことが望ましいと考えていた。今回の指摘を受け、保育料の延滞金を課したうえで、保護者の状況に応じて延滞金の免除をする対応方法を検討していく。</p>	○	平成23年度～	保育課
31	意見	<p>【全滞納者への納付催告書の送付回数及び時期の検討】</p> <p>滞納者全員に対する納付催告書の送付は、毎年1月から2月の時期に年間1回のみ行っているが、滞納繰越額の早期の解消を視野に入れ、これに加え、より有効な時期（各種手当の支給時期又は、賞与等の支給時期の近辺）に納付催告書を送付する必要がある。</p>	121	<p>10月の子ども手当（児童手当）支給、12月の児童扶養手当もしくは賞与支給時に支払いをさせることを念頭に、平成23年度から、9月にも催告書を送付することとし、今回、9月22日に催告書を送付したところである。</p>	○	平成23年度	保育課
32	指摘	<p>【保育料の滞納者への督促と運営費】</p> <p>認可保育所では国や市からの補助が多額に支弁され、保護者が支払う保育料は、運営費の20%～30%程度に過ぎないため、利用者側が保育料を納付することは最低限の責務である。保育料の徴収管理は市で行っているため、保育所側では積極的に保護者への督促等を実施していないが、保護者との直接の接点を持つ保育所でも積極的に滞納保育料の督促を行わせるべきと考える。可能であれば、保護者負担の保育料の滞納状況に応じて運営費の交付額が増減する等の仕組みを検討することも必要ではないか。</p>	123	<p>保育所職員は、日々の保育に傾注すべきであり、保育料の徴収義務も市にあるため、保育所側で滞納保育料の徴収はしていない。また、児童福祉法により、保育園児1人当たりの保育に要する費用（保育単価）を支弁しなければならないため、保育料の滞納状況に応じて運営費の支弁額を保育所ごとに増減することは制度上困難である。</p>	—		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
補助金等の交付						
33	意見 【特別保育、0歳児保育の充実】 市立保育所保育料の保護者負担率は23.9%、民間保育所保育料の保護者負担率は26.7%となっており、これは、主に延長保育への対応と0歳児への保育対応によるもので、就業している保護者にとって預けやすい環境となっているためである。結果として、収入が多い世帯が民間保育所に預け入れる傾向が高くなり、保護者負担率も民間保育所の方が高くなることとなる。市立保育所でも延長保育、0歳児保育の充実を図り、待機児童対策の一つとしてはいかがかと考える。	128	市立保育所においても、保育所面積、保育士の数が基準を満たす範囲で積極的に0歳児の受け入れを行っている。引き続き、待機児童対策の一つとして面積基準、保育士定数等の基準を満たす中で、受け入れていく。また、保護者からのニーズの多い延長保育も20園で実施しており、今後も引き続き実施していく。	◎		保育課
34	意見 【運営費の算定方法の柔軟化】 運営の基盤となる収入である運営費は、保育所の定員数と現員数によって運営費の額が決定され、市から補助金を交付される以外、園児から独自に保育料等を徴収することは許されていない。これでは、例えば保育所で音楽教室を開催したとしても、保育所の全額負担で行うこととなり、努力の結果が民間保育所の収入に反映されない。算定方法は国にて決定されており、市単独での変更は困難かと思われるが、各園の積極的な保育の工夫を引き出すため、行政側でも何らかの工夫があつてよいと思われる。	128	児童福祉施設であるため、国の基準どおり実施しなければならない。算定方法は国の基準を適用しなければならないが、保育所としての独自の取組みに関しては、保育所の創意・工夫が働くようにするため行政の関与は必要最低限としたうえで、運営費の中で園の方針に基づき実施すべきものと考えている。	◇		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
35	意見	<p>【証拠書類の添付】</p> <p>施設機能強化推進費加算の申請書には、要綱にて証拠書類の添付が求められていないため、ほとんどの保育所で添付がされていなかった。申請の対象となった事業はほとんどが総合防災訓練、避難具等整備となっており、避難具購入、防災訓練用消耗品費が申請対象となっている。事業計画の段階で申請するため、領収書の添付を求めることは難しいが、申請の添付資料として、避難具の見積書や購入必要性検討の備考欄記入等を求めることは可能であると思われる。</p> <p>防災用具設置は施設運営上当然の義務であり、これに特に運営費への加算をする以上、支出の必要性の検討と支出の確認が求められるべきと考える。</p>	130	国庫補助事業であるため、国の要綱どおりに申請書を提出させているものであるが、今後は申請・実績報告時に添付資料を提出してもらうよう指導していく。	△	平成 23 年度	保育課
36	意見	<p>【指導監査資料の活用】</p> <p>施設機能強化推進費加算の申請の対象は主として避難具購入、防災訓練用消耗品費となっているが、避難具等（例えば発電機）の買替時期の適正性及び買替えの必要性の確認が取られていないため、備品として重ねての購入となっていないか確認した方がよい。平成 22 年度社会福祉施設（民間保育所）指導監査資料の項目に、消防設備等の定期点検の項目があるため、避難具等買換えの必要性について毎年の指導監査にて確認し、記録を残しておくことも可能である。国の求める要綱上の書類以外でも「必要性及び経費等について必要な審査」をプラスし、市独自に行っていくことが必要と考える。</p>	130	備品等の購入の必要性については、書類審査による確認をしたうえで、認定通知を発出している。なお、今後は必要に応じて、意見にあるような社会福祉施設指導監査資料を参考にすることなども、市独自に確認していく。	◎		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
37	意見	<p>【補助金交付の必要性】</p> <p>中区 18 園につき、入所児童処遇向上費補助金の額は 1 園当たり 11,176 千円であった。各園の決算書では、施設整備積立預金積立支出等の積立項目で数百万から数千万円単位の積立も見られ、一事業年度で数千万円単位の積立ができる程の財政状態を見ると、補助金額や補助対象事業所については再検討が必要である。</p>	134	施設整備積立預金積立支出は国の通知に基づき、法人の経営努力により積み立てられているもので、入所児童処遇向上費補助金とは充当目的の異なる積立額の多寡を理由に、補助金額を再検討することは適当でないと考えている。	◇		保育課
38	意見	<p>【補助金交付手続の効率化】</p> <p>認証保育所運営費等補助金は、受託児童数により補助金が異なるが、10 件中 6 件につき、受託児童名簿記載の児童数より補助金対象受託児童数の方が少なく計算されていた。その理由は、対象児童家庭からの必要書類の提出が 1 ヶ月以上遅れたことによる減数であり、必要な処置と思われるが、担当課の事務上の利便性のためにも、備考欄に書類不備のため申請対象外等と記載するルールにしておくことと分かりやすい。</p>	137	今年度より認証保育所運営費等補助金の支出事務は保育課で一括して行い、区役所への周知も不要となった。このため、今回の監査結果に沿って、受託児童名簿記載の児童数より補助金対象受託児童数の方が少ない場合は、備考欄に補助金の対象外児童となった旨を記載していくこととした。	○	平成 23 年度	保育課
39	意見	<p>【補助金継続的交付の必要性】</p> <p>市内認証保育所は、全て認証保育所運営費等補助金を受けており、それで収支が成り立っている。認可保育所の定員数は施設設備や保育士確保の点から早々に増加することが現状は難しいため、認証保育所に補助金を出すことで当面の預け入れを可能にする状況をサポートできることになり、重要性があると考えられる。認可保育所の定員増政策と合わせ、当面の需要を満たすため、認証保育所への公のサポートを継続していかれるよう希望する。</p>	137	待機児童の解消のみならず、入所児童の処遇改善のためにも認証保育所への運営費補助については今後も継続していく。	◎		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
40	指摘	<p>【財産処分の制限条項履行確認体制】</p> <p>浜松市補助金交付規則第19条や浜松市事業所内保育施設整備費補助金交付要綱で、補助金を受けた財産処分の制限を定めている。事業所内保育施設への調査は2年に1回必ず行われているが、施設が補助金目的以外の用に供していないかの確認項目が、立入調査項目に挙げられていないため、標準調査項目とし、調査時に確認を行うようシステム化するのが適切と思われる。また、規則の「補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間」は特に定められておらず、その都度国の規定を参考にしているが、規則にある以上、施設側の予測可能性の点からも定めを公表すべきである。</p>	139	<p>当該補助金の対象施設及び対象設備については、立入調査時において適切な使用がなされているか調査項目としていく。また、「補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間」については、浜松市事業所内保育施設整備費補助金交付要綱第15条において、平成13年厚生労働省告示第239号を適用すると規定し運用している。運用している厚生労働省告示の公表については、補助対象者が特定の事業者に限られているうえ適用している告示を見ただけではどの細目に該当するのか判断できないこともあるため、事業者が事前に相談に訪れた際の個別説明によって確かな情報を提供すべきと考えている。したがって、現在開示されている厚生労働省のホームページにての周知で適当と考えている。</p>	△	平成24年度	保育課
41	意見	<p>【補助金の周知及び必要性】</p> <p>事業所内保育施設は、従業員、事業主側ともにメリットがあると思われるが、普及は進んでいない。当該事業所勤務の従業員以外の者が利用できないことは費用負担の面から仕方ないかもしれないが、一時保育拡大への協力などの検討を求めることができないか。</p> <p>また、事業所への補助金の周知が不足しているが、待機児童解消のため、補助金の存在のみならず事業所内保育施設開設の検討への働きかけも必要と思われる。</p>	139	<p>元来、事業所内保育施設は当該事業所の職員のために設置される福利厚生施設であるため、目的外の利用となる一時保育への協力や開設の検討への働きかけには課題があるものの、待機児童解消の一助として一定の効果は認められるので、引き続き市ホームページにて、事業所内保育施設設置に関する補助制度を周知していく。</p>	◇		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
42	<p>指摘 【補助金支給申請で計算される利用料収入と資金収支計算書との乖離】</p> <p>10 施設のうち、理論上の利用料収入と資金収支計算書の利用料収入の額が一致した保育所は 1 施設のみであり、他の 9 施設は若干の差額が見られた。差額が生じている理由としては、資金収支決算書では利用料収入を現金主義にて会計処理を行っているため、その年度に発生した利用料収入と乖離が生じたものと推測される。一時保育については、利用料収入も一時保育事業費補助金の支給申請書に記載することとなっている。しかし、延長保育については、利用料収入を記載する欄はない。</p> <p>補助金を支給していることから、適正な支給申請が実施されているか否かを厳格に確認すべきことは言うまでもなく、例えば、自己チェックとして監事の監査項目に加えること、あるいは、社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料等に資金収支計算書に計上された利用料収入の事業別内訳を記載させ、補助金の支給申請書に記載した額と突合せする等、補助金の支給申請書及び社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料の様式を改定し利用料収入と補助金の額との整合性を確認させるべきである。</p>	143	<p>一時預かり（保育）事業・延長保育促進事業とも、助成申請の際に利用料収入を把握する必要がない（利用者と保育所との直接契約）ことから、利用料収入を記載する欄は設けていない。ただし、一時預かり（保育）事業については、市の要綱で利用料を規定しているため、実績報告の際は利用料収入を記載する欄を設けている。また、延長保育促進事業における資金収支計算書と実績報告の利用料収入の乖離は、現金主義での会計処理に加え、1 時間延長については、延長保育時間 30 分を超えた児童は補助対象であるため報告を要するが、30 分未満の利用者は補助対象児童ではないため、報告を要しないことによるものと思われる。</p> <p>このことから、各保育園において、補助対象である、ないに拘らず、徴収した延長保育利用料すべてを記載・報告するように協力を求め、改善が図られるよう取り組んでいく。ただし、平成 23 年度は現行のまま実施されていることから、平成 24 年度より実施していく。</p>	△	平成 24 年度	保育課
43	<p>意見 【利用者数と最低基準】</p> <p>一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金において、仮に実績報告書に記載していない児童に対し保育を行い、保育士を増員する等の措置を講じていないとすれば、設置基準違反のみならず、児童 1 人当たりの保育サービスは確実に低下すると思われるため、担当課職員による児童数の現地における抜打調査も検討すべきと考える。</p>	143	<p>虚偽報告となれば犯罪であり、社会福祉法人としての使命を担っている以上、そのようなことはあってはならないことなので、実績報告書に疑問点が発見された場合には、違反とならないよう抜打調査の実施も検討する。</p>	◇		保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
市立・民間保育所の運営管理						
44	意見 【市立保育所の収支改善】 市立保育所の収支状況は大部分が支出超過で赤字経営となっているが、赤字でも許されるとすれば、民間ではできない特別な保育（たとえばへき地における保育）を行うなどが考えられるが、現状の市立保育所では滝沢保育園を除きそのような保育所はないと思われる。 市立保育所と民間保育所は、特に異なったサービスを提供しているわけではないため、市立保育所であっても民間保育所と同様に経営的視点に立った収支管理をすべきで、民間保育所並みの人件費率を目指すべきであり、対策が必要である。	152	公立保育園として、ノウハウを継承し安定的な保育を実施するためには、保育士の年齢・経験年数構成も重要な要因であるので、現構成を維持していくことが重要である。また、経験の浅い若手職員を増やすなどにより人件費率を低くする手法が、必ずしもサービスの向上に結びつくものではないと考えており、福祉サービスは質が重視されるべきで、まずは市立と民間の給与の均衡化により収支改善が実現されるべきものと考えている。	◇		保育課
45	指摘 【3歳未満児の受入状況】 職員配置にあたり、市立保育所では浜松市独自の基準を、民間保育所では児童福祉施設最低基準等を採用しているため、同じ条件であれば市立保育所の方が、民間保育所より多くの職員を配置することになるが、民間保育所の方が多くの保育士を必要とする3歳未満児をより多く受け入れているため、職員の配置状況は、市立保育所と民間保育所の割合がほぼ同じか、若干民間保育所の方が多くなっている。市立保育所は立地的に不便な所にあつたり、又は施設が老朽化していたり等、ハード面で民間保育所より劣る面があるため、一概に市立保育所が3歳未満児の受け入れを拒否し、民間保育所に押し付けているとは思わないが、市立保育所でもさまざまな工夫を行い、より多くの3歳未満児を受け入れるよう努力すべきである。	159	市立保育所においても、保育所面積、保育士の数が基準を満たす範囲において、積極的に0歳児の受け入れを行っている。引き続き、年齢別のクラス構成に配慮しつつ、面積基準、保育士定数等の基準を満たす中で受け入れていく。	◎		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
46	意見	<p>【市立保育所の保育サービスの評価】</p> <p>市立保育所の方が、民間保育所に比べ職員1人当たり人件費が高く、民間保育所に比べ能力・経験に優れた保育士等が多数勤務しており、民間保育所に比べより良い保育サービスを提供することが期待されるため、市立保育所では、第三者評価を利用するなど園児1人当たり経費に見合うだけの保育サービスの提供が行われていることの評価を行うとともに、その結果を積極的に外部へ公表することで保護者からの信頼も高まるものと思われる。</p>	159	毎年3園程度、第三者評価を利用しており、結果を県のホームページ等で公表するとともに、評価を利用した保育園では紙ベースでも閲覧しているので、引き続きこの方法で公表していく。	◎		保育課
47	意見	<p>【委託業務の担当部署の見直し（意見）】</p> <p>同じ内容の委託業務で区によって金額の差が出ていたり、特定の区でしか行われていない委託業務もあつたりし、委託業務が本当に必要なものであるのか否か、また、必要であるにもかかわらず実施されていない業務はないのかという検証が欠けている。各区役所単位で委託業務を発注している弊害であるため、委託業務の発注管理は、各区役所単位ではなく、たとえば中区役所が他の区の方もまとめて発注管理するなど、業務を集約することで必要な業務か否か、発注金額は妥当かという検証ができるものと思われる。</p>	162	同じ委託業務であっても、保育所ごとの状況により仕様が変わり、個別の対応を要するため、一括発注によるメリットはない。的確・迅速に処理するために各保育所の状況を把握・理解したうえで発注していることは、一概に効率面に偏ることなく、実態に合った発注方法であり、各区役所で行なうべきものと考えている。	◇		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
48	指摘	<p>【委託業務の効率的発注】 各委託業務について、中区、東区、西区、南区においては同じ業者が受託している場合が多く、中区役所でまとめて発注することで発注業務の効率化及び委託金額の引き下げにつながると思われる。一方、北区、天竜区など地理的に離れている市立保育所の委託業務は、比較的他の区と異なる業者が受託している場合が多いため、区役所単位での発注を行うことで発注業務の効率化が妨げられることはないと思われる。</p> <p>各委託業務の内容及び地理的条件等を考慮し、近隣の同種業務は発注をまとめて一つにするなど、一律に区役所単位で発注するのではなく、実態に合った発注方法によるべきである。</p>	163	同じ委託業務であっても、保育所ごとの状況により仕様が変わり、個別の対応を要するため、一括発注によるメリットはない。的確・迅速に処理するために各保育所の状況を把握・理解したうえで発注していることは、一概に効率面に偏ることなく、現に実態に合った発注方法と考えている。	—		保育課
49	意見	<p>【内部チェックの強化】 市立保育所の備品管理状況及び現物調査の状況については、不定期に財務部調達課による現物チェックが行われているが、指導監査時にも登録備品を数件抽出し、現物確認を行うとともに、財産プレート（シール）の貼付状況を確認することが必要である。</p>	164	新規購入物品については、指導監査時に登録備品の現物確認等を従来から実施している。過年度購入物品についても備品管理台帳に基づき管理状況を確認していく。	○	平成 23 年度	福祉総務課
50	意見	<p>【備品返納時の財産プレート（シール）の添付】 備品の返納申請を行う場合には、返納対象となる備品の実在性を確認するために、財産プレート（シール）又は、返納備品の写真等を添付する必要がある。</p>	165	より適切な処理とするため、指摘のとおり、返納対象となる備品の実在性を確認するために、財産プレート（シール）又は返納備品の写真等を添付することとした。	◎	平成 22 年度	保育課

No.	監査結果	報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
51	意見 【資金管理方法に対するチェック強化】 保育所会計の中で「実費徴収処理」又は差額が発生した場合の「雑入処理」が行われている場合には、監事監査等を活用しながら、徴収処理内容の資料確認を行っていくとともに、指導監査の手続の中でも、資金管理のチェックをより厳格に行っていくことも重要である。また、雑入処理の計上漏れを防止するためにも、必要に応じて父母会等の会計資料の閲覧を行うことも検討すべきである。なお、父母会は有名無実で実質上、保育所の職員等が通帳を管理していることが多いものと推測されるため、このような場合には、本来はその入出金も保育所会計に計上すべきものと考ええる。	166	市立保育園については、「雑入処理」を行っていない。もし、業者への納付額とに差額が生じた場合には、その分を保育材料として保育に必要な物品等を納入していただいているので、雑入処理は発生しない。 民間保育所の父母会については、園運営とは別であるため指導対象ではなく実態を把握していないが、実費徴収の差額部分を別会計の父母会等会計で処理することはないと認識している。	◇		保育課
52	意見 【理事会の運営状況】 保育所を運営する社会福祉法人において、理事会の開催回数が少ないのは、理事会の専決事項が、予算及び決算の承認等に限定され、他は理事長の専決事項とされているためと考えられるが、昨今の社会福祉法人に関連する不祥事の発生や理事及び監事の本来担うべき責任を考えると、理事長の専決事項の中には、本来、理事会による審議が必要な重要事項も含まれていると考えられる。業務運営理事の業務執行監督を有効に実施するとともに、機動的な意思決定を行っていくためにも、理事会の専決事項の拡充を図り、法人運営の適正化を図っていく必要性が感じられる。	168	社会福祉法人定款準則には、理事会の開催頻度について触れていないので規定は難しい。 理事長の専決事項は、「日常の業務として理事会が定めるもの」について、定款準則に例示されているもので、機動的な意思決定を図るところにある。	◇		福祉総務課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
53	意見	<p>【監事監査時間の確保】</p> <p>19 法人のうち、決算時の監査時間が4時間以下は14 法人であり、大半の法人において監事監査が半日程度で終了しており、また、13 法人は「監事監査の結果、指摘等はなし」であり、監事監査の監督機能が十分に機能しているか疑問がある。業務執行理事の業務執行に対する監督機能を強化するためにも、監事監査機能の充実を検討していく必要がある。</p>	168	適正な監査として、静岡県社会福祉協議会が監修する「法人監事監査チェックリスト」による監査を基準に考えている。監事監査機能の充実にあたり、静岡県社会福祉協議会が開催する研修会や市が実施する指導監査説明会において、監事監査の役割を説明するほか、指導監査時にも同席する監事に指導している。今後も引き続き指導を継続する。	◇		福祉総務課
54	意見	<p>【役員の報酬】</p> <p>保育所運営法人では、定款等で規定し役員（理事及び監事）への報酬を支給していないことが多いが、勤務実態に即して報酬を支給することに問題はないと考えられる。役員の機能を強化するとともに、責任を明確にするためにも、遂行した業務に応じた報酬の支給を検討していく必要があり、報酬の支給をするのであればこのための規程整備が必要である。</p>	168	報酬の支給について、法人からの相談に基づき検討する。ただ、報酬の額が社会福祉法人の収支状況から見て多額になると、実質的配当とみなされ、市民の信頼と期待を損なうおそれがある。また、社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、報酬は社会的批判を受ける高額又は多額であってはならないと考える。	◇		福祉総務課
指導監査及び第三者評価							
55	意見	<p>【指導監査体制の整備】</p> <p>指導監査の実施に当たっては、関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験、ノウハウの蓄積が必要であるが、指導監査担当6名のうち、上席者3名全員が平成22年4月に配属されている。指導監査をより有効に行うためにも、事前調査票に過度に依存する必要のないノウハウの蓄積及び業務の特殊性を考慮した適時適切な人事ローテーションによる人材の確保・育成が必要である。</p>	175	指導監査調書(事前調査票)は、職員の知識・経験に頼ることのない内容とし、監査の平準化を図るために作成・活用している。また、職員の配置については、市組織全体の中で行なわれるものであるため、担当課としては職員の資質向上のため、研修の充実を図っている。	◇		福祉総務課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
56	指摘	<p>【報告書の提出遅延】</p> <p>「指導監査実施結果について（通知）」を通知した日から、本来は、2ヶ月以内に、「指導監査結果に係る是正又は改善の報告について」を報告書として、提出することとされているが、報告書の提出が、期限を大きく遅延しているものがみられたため、指導監査の改善フォローをより適時・適切に実行させるためにも、報告期限の順守を徹底させるべきである。</p>	175	要綱「指導監査結果に伴い改善指摘をする方法の基準及び改善指導、助言指導事項の是正改善状況確認について」に基づき、報告期限の遵守を徹底させる。（報告期限内に未提出法人に提出を指導する。）	○	平成23年度	福祉総務課
57	意見	<p>【立入調査実施状況】</p> <p>浜松市では届出済みの認可外保育施設について全件立入調査を実施しているが、未届の保育施設の掘り起こしについても時間と労働力を費やすべきである。</p> <p>未届保育施設が存在し、保育中に事故等があれば、監督責任を問われるのは必然であるため、未届保育施設の掘り起こしについての対応を検討すべきものと考ええる。</p>	178	職員及び市民からの情報提供による施設の把握だけでなく、インターネットサイトの閲覧等を通じて、今後、未届保育施設について、確実に把握できるように努めていく。	○	平成23年度	保育課
58	意見	<p>【二課で担当していることによる弊害】</p> <p>指導監査は、認可保育所を対象に主として施設の設置状況及び運営状況（会計監査を含む）について監査を実施しているのに対し、立入調査は、認可外保育施設を対象に保育の質に重点を置いた調査を実施しているが、認可保育所、市立保育所及び認可外保育施設も、低年齢の児童を保育する施設であることは同じで、補助金等も交付されていることから、全ての施設について、施設の設置・運営状況の指導監査と保育サービスについての両面からの監査を実施する必要があると思われる。担当課の人数も少ないことから、実現することは困難かもしれないが、双方の要素を取り入れた監査の体制を構築して両面からアプローチする等の工夫が必要と考える。</p>	179	指導監査は、施設の設置・運営状況と保育サービス（園児の処遇）の両面について、既に監査（民間保育所指導監査資料44ページうち処遇に関する項目が4分の1占めている。）を実施しているが、保育課の立入調査内容を確認して調査項目の充実を図る。また、事業所管課（保育課を含む）と連絡会議を定期的開催し、指導監査結果を確認・共有する機会を設ける。	○	平成23年度	福祉総務課 保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
59	意見	<p>【評価受審機会の増加】</p> <p>浜松市に所在する保育所（市立 24 園、民間 61 園の合計 85 園）のうち、第三者評価を受審しているのは過去 3 年度で年約 10 件ずつであり、受審率は 11.7%に過ぎない。</p> <p>市立のみならず民間保育所についても協力を依頼し、受審件数の増加に向けた取り組みが必要と思われる。</p>	182	<p>第三者評価の受審率を上げることをもって保育サービスが必ずしも向上するわけではなく、指摘された内容を検証し、改善につなげていくまでの過程が重要である。この一連の過程は数年にわたるものであり、一朝一夕に完結するものではないので、費用対効果の面からも、市立保育所については、今後も現行のとおり 6～7 年ごとに受審していく。</p> <p>また、第三者評価は、あくまでも自主的に受審するものであるため、民間保育所に対しては受審を勧めていく。</p>	◇		保育課
60	意見	<p>【評価結果への対応の確認】</p> <p>保育所には年に 1 度、市による指導監査が行われるが、この監査項目の中に簡単に、第三者評価結果に対する対策を取ったかの項目があり、取ったとの回答の場合は内容の確認をしているとのことであったが、より具体的な対策について保育所側で記述できる項目を作り、記述について保育課と情報共有することも検討してはどうか。これにより、第三者評価がその後の保育所指導、サポートにより有効に活用できると思われる。</p>	183	<p>第三者評価結果の活用状況等の確認項目を追加し、指導監査の充実を図る。また、事業所管課(保育課を含む)と連絡会議を定期的を開催し、指導監査結果を確認・共有する機会を設ける。</p>	○	平成 23 年度～平成 24 年度	福祉総務課
61	意見	<p>【評価結果の他保育所への活用】</p> <p>評価結果については、市立保育所については毎月開催される園長会にて報告され、情報の共有がなされているが、よりよい保育を提供するために、情報共有に留まらず、評価結果に基づいた工夫や他保育所との保育士レベルでの情報交換なども積極的に行っていただきたい。</p>	183	<p>市立保育園園長会での情報共有を継続するとともに、その情報を各園に持ち帰り、保育士で議論することによりサービスの質の向上に努めていく。</p>	◇		保育課

No.	監査結果		報告書の頁	対応への考え方	対応	対応時期	主管課
62	意見	<p>【第三者評価報告書の保護者意見の取り入れ検討】</p> <p>第三者評価報告書は、様々な保護者からの意見が掲載されている。具体的な要望については個別回答の形でホームページ上に掲載するなど行ってはどうか。意見を聞いてもらえたという安心感とともに、理由を記載して対応すれば、保育所や保育課への理解も深まると思われる。</p>	183	<p>保護者からの意見の中には個人に対する誹謗・中傷もあり、全ての意見を載せることはできない。このようなことから、ホームページ上に掲載するとなると、恣意的に意見を載せなかったのではないかという、保育サービスに関係ない新たな意見も予想される。市には、市政全般に対しての意見を受ける制度もあるので、この制度に寄せられた意見について公表していく。</p>	◇		保育課